

法務局の遺言書保管制度のご利用をお考えの方へ

遺言とは 自分が死亡したとき、相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について、自分の最終意思を明らかにするものです。

これにより、相続をめぐる争いを防止することが期待できます。

遺言の方式 には、主に【公正証書遺言】と【自筆証書遺言】があります。

※どちらの方式で遺言するのは、それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。

公正証書遺言（公証役場）

信頼性の高い方式

- ◆法律の専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- ◆無効の原因等となる遺言の内容については公証人の助言を受けることができます。
- ◆財産価格に応じた手数料が必要です。
- ◆公証人がその原本を厳重に保管します。
- ◆家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言のご相談は、お近くの公証役場へ

自筆証書遺言

手軽かつ自由度の高い方式

- ◆15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ◆民法で定める形式を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。※
- ◆ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- ◆遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。※
- ◆遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。※



※さらに法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用すると...

- ◆形式的な要件を満たしていないことで遺言が無効になることを防止できます。
- ◆保管手数料3,900円
- ◆法務局が保管・管理するので、安心・安全。
- ◆家庭裁判所での検認手続が不要となります。

詳しいメリット・手続は、次ページへ

白筆証書遺言書保管制度

メリット

法務局（本局・支局）に白筆証書遺言書を預けると、遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。

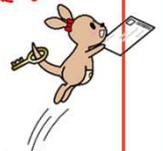


遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 保管申請時には、民法の定める白筆証書遺言書の形式に適合しているかについて、**外形的なチェック**が受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、**家庭裁判所における検認手続が不要**です。
- 遺言者の死亡後、遺言書保管所（法務局）から相続人等に、**遺言書を保管していることを通知**します。
- 全国の遺言書保管所（法務局）において、モニターによる遺言書の閲覧※や、遺言書情報証明書の交付請求が可能です。



白筆証書遺言書保管制度の主な手続

遺言書を預ける
(保管の申請)

預けた遺言書を返してもらう
(保管の申請の撤回)

遺言書が預けられているか確認する
(遺言書保管事実証明書の交付請求)

遺言書を見る
(遺言書の閲覧)
モニター※/遺言書原本

遺言者の手続

相続人等の手続
(相続開始後)

預けた遺言書を見る
(閲覧)

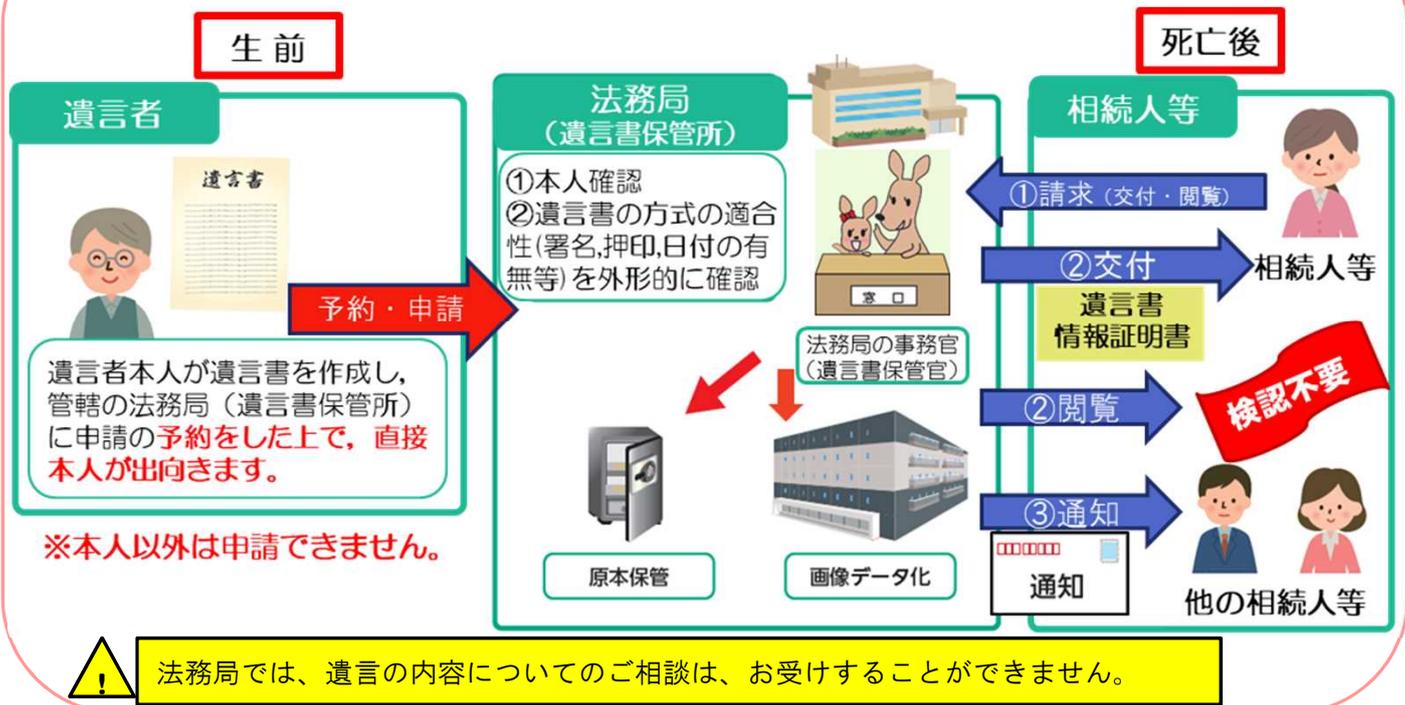
変更事項を届け出る
(住所等の変更の届出)

遺言書の内容の証明書を取得する
(遺言書情報証明書の交付請求)

遺言書保管所（法務局）から
通知を受け取ったら!?

※モニターによる閲覧とは、法務局に設置された端末を使用して、遺言書の画像情報を閲覧することです。

手続の概要（イメージ）



保管の申請に必要なものは？

- 自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4判、片面で、とじたり封のされていないもの）
- 保管申請書（法務省指定の様式）
- 添付書類（本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写しなど）
- 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書類）
- 手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

どこの法務局で保管の申請をしたらいいの？

香川県内に、遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかがあれば、香川県内の遺言書保管所（高松法務局本局、丸亀支局、観音寺支局）のどこでも、保管の申請ができます。

※ 保管の申請の際は、必ず予約をして、遺言者本人が来庁してください。

遺言者が亡くなられた後は、どんなことができるの？

この制度では、相続人等の方は、主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）

よくあるお問合せ

1. 保管の対象となる遺言書は、どのようなものですか？

保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。
また、遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成され、封のされていないものでなければなりません（※封筒不要）。
遺言書の見本又は注意事項については、法務省ホームページを参考にしてください。

2. 遺言の内容について、相談できますか？

法務局では、**遺言の内容についてのご相談はお受けできません**。
法務局では、自筆証書遺言書の保管の申請がされた際、自筆証書遺言の方式（民法968条）、法務省令に定める様式等に従って作成されていることを確認しますが、遺言書の内容についての確認は行いません。

3. 遺言書のすべてをパソコンで作成できますか？

遺言書の本文、作成年月日及び氏名は、手書きで作成しなければなりません。
自筆証書遺言書に添付する財産目録は、パソコンで作成しても構いませんが、各ページに署名押印が必要です。

4. 遺言書の保管の申請には予約が必要ですか？

予約が必要です。
予約がない場合、申請の受付ができませんので、ご注意ください。

5. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理でもできますか？

郵送や代理での申請はできません。
遺言者本人が窓口へ直接来庁していただく必要があります。

6. 遺言書の保管等に費用はかかりますか？

次の申請等をする際には、手数料がかかります。

- ・遺言書の保管申請（1件3,900円）
- ・遺言書情報証明書の交付請求（1通1,400円）
- ・遺言書の閲覧請求（モニター1回1,400円、原本1回1,700円）
- ・遺言書保管事実証明書の交付請求（1通800円）

制度の詳しい説明（遺言書の様式等の注意点、申請書の様式など）は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

法務省 遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー